

料の額は、乳幼児の年齢に応じ、別表第4又は別表第5に定める額とする。

(3) 預かり保育料（前2号に定めるもののほか、別に定めるところにより実施する預かり保育に係る保育料の額は、2時間につき200円とする。

2 保育料等は、区長が必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

3 既納の保育料等は、還付しない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（育成を受託しない場合）

第7条 区長は、次の各号に該当するときは、育成を受託しないことができる。

(1) 入園希望者が受託可能な人数を超えるため、育成事業を実施することができないとき。

(2) その他受託することが不相当であると認めるとき。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のこども園の入園に関し必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

2 施行日前、現に千代田区立いずみ保育園に在園している乳幼児及び千代田区立和泉幼稚園に在園している幼児は、施行日において千代田区立いずみこども園に入園したものとみなす。ただし、こども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

（千代田区保育の実施に関する条例の一部改正）

第3条 千代田区保育の実施に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、必要な」を「、別に定めるもののほか、必要な」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）から、2人以上の児童が保育所において保育されている場合又は保育所において保育されている児童（以下この項において「保育園児」という。）以外に千代田区立こども園条例（平成13年千

代田区条例第 号) に定めるこども園において保育されている児童が 1 人以上いる場合においては、当該 2 人以上の児童のうち別表第 1 又は同条例別表第 1 若しくは別表第 2 に定める保育料の額が最も低い児童(当該児童が 2 人以上いる場合は、そのうちの 1 人とする。)以外の児童が保育園児であるときの当該保育園児に係る保育料の額は、保育園児 1 人につき、別表第 1 に定める額に別表第 2 に定める割合を乗じて得た額とする。

(千代田区立保育所条例の一部改正)

第 4 条 千代田区立保育所条例(昭和 36 年千代田区条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表千代田区立いずみ保育園の項を削る。

(千代田区立学校設置条例の一部改正)

第 5 条 千代田区立学校設置条例(昭和 39 年千代田区条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「同 和泉幼稚園」及び「同 神田和泉町 1 番地」を削る。

(千代田区立幼稚園使用条例の一部改正)

第 6 条 千代田区立幼稚園使用条例(昭和 62 年千代田区条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「必要な」を「、別に定めるもののほか、必要な」に改める。

第 3 条第 2 項を削る。

別表第1 (第6条関係)

階層区分		階層区分の定義	保育料の額 (月額)		
			3歳未満児	3歳児	
A		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0	
B		A階層を除き前年度分の住民税が非課税の世帯	0	0	
C	1	前年度分の住民税が均等割額のみ の世帯	1,900	1,300	
	2	前年度分の住民税の所得割額が 5,000円未満の世帯	2,400	2,000	
	3	前年度分の住民税の所得割額が 5,000円以上の世帯	3,100	2,700	
D	1	A階層を除き前年分の所得 税課税世帯	前年分の所得税が3,000円未満の世帯	6,700	5,600
	2	前年分の所得税が 3,000円以上 16,801円未満の世帯	8,300	7,300	
	3	前年分の所得税が 16,801円以上 30,000円未満の世帯	9,400	9,300	
	4	前年分の所得税が 30,000円以上 60,000円未満の世帯	15,400	10,900	
	5	前年分の所得税が 60,000円以上 90,000円未満の世帯	19,100	12,700	
	6	前年分の所得税が 90,000円以上 120,000円未満の世帯	21,500	14,300	
	7	前年分の所得税が 120,000円以上 150,000円未満の世帯	23,600	15,800	
	8	前年分の所得税が 150,000円以上 180,000円未満の世帯	25,500	17,000	
	9	前年分の所得税が 180,000円以上 210,000円未満の世帯	27,500	18,200	
	10	前年分の所得税が 210,000円以上 240,000円未満の世帯	29,200	19,500	
	11	前年分の所得税が 240,000円以上 270,000円未満の世帯	31,000	20,700	
	12	前年分の所得税が 270,000円以上 300,000円未満の世帯	32,500	21,600	
	13	前年分の所得税が 300,000円以上 330,000円未満の世帯	34,200		
	14	前年分の所得税が 330,000円以上 360,000円未満の世帯	35,700		
	15	前年分の所得税が 360,000円以上 390,000円未満の世帯	37,200		
	16	前年分の所得税が 390,000円以上 420,000円未満の世帯	38,500		
	17	前年分の所得税が 420,000円以上 450,000円未満の世帯	40,000	22,600	
	18	前年分の所得税が 450,000円以上 600,000円未満の世帯	43,400		
	19	前年分の所得税が 600,000円以上 750,000円未満の世帯	48,900		
	20	前年分の所得税が 750,000円以上 900,000円未満の世帯	53,700		
	21	前年分の所得税が 900,000円以上の 世帯	57,500		
付 加 基 準	C1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上の世帯は、C2階層とする。				
	C2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上の世帯は、C3階層とする。				
	C3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上の世帯は、D1階層とする。				
	D1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上の世帯は、D2階層とする。				

- 備考1 この表に定める保育料の額は、年度の初日において3歳に満たない乳幼児及び当該日において3歳に達した幼児について、当該年度の間、これを適用する。
- 2 この表に定める3歳児の保育料の額は、年度の初日において3歳に達した幼児及び年度途中に入園した幼児のうち当該入園日において3歳に達しているものについて、これを適用する。
- 3 この表において住民税とは、市町村民税及び特別区民税をいう。
- 4 1月分から3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年分」とあるのは「前前年分」とする。

別表第2 (第6条関係)

階層区分		各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分 階層区分の定義	保育料の額(月額)	
			3歳以上児	
			長時間保育	短時間保育
A		生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円	円
			0	0
B		A階層を除き前年度分の住民税が非課税の世帯	0	0
C	1	前年度分の住民税が均等割額のみ の世帯	0	0
	2	前年度分の住民税の所得割額が 5,000円未満の世帯	0	0
	3	前年度分の住民税の所得割額が 5,000円以上の世帯	0	0
D	1	A階層を除き前年分の所得 税課税世帯	0	0
	2	前年分の所得税が 3,000円以上 16,801円未満の世帯	100	100
	3	前年分の所得税が 16,801円以上 30,000円未満の世帯	2,100	1,100
	4	前年分の所得税が 30,000円以上 60,000円未満の世帯	3,700	1,900
	5	前年分の所得税が 60,000円以上 90,000円未満の世帯	5,500	2,800
	6	前年分の所得税が 90,000円以上 120,000円未満の世帯	7,100	3,600
	7	前年分の所得税が 120,000円以上 150,000円未満の世帯	8,600	4,300
	8	前年分の所得税が 150,000円以上 180,000円未満の世帯	9,800	4,900
	9	前年分の所得税が 180,000円以上の 世帯	10,900	5,500

- 備考1 第4条に規定する育成事業のうち短時間保育(別に定める時間内において実施する育成事業をいう。)を委託する場合は、「短時間保育」の欄を適用する。ただし、当該事業の夏季休業期間のうち8月分の保育料は、納入を要しない。
- 2 この表において住民税とは、市町村民税及び特別区民税をいう。
- 3 1月分から3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年分」とあるのは「前前年分」とする。

別表第3 (第6条関係)

階層区分	割合
C階層及びD1階層からD12階層までの階層に属する世帯	0.5
D13階層からD17階層までの階層に属する世帯	0.6
D18階層からD21階層までの階層に属する世帯	0.7

別表第4 (第6条関係)

各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		延長保育料の額(月額)		
階層区分	階層区分の定義	3歳未満児	3歳児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0	
B	A階層を除き前年度分の住民税が非課税の世帯	円 0	円 0	
C	1 前年度分の所得税非課税世帯	前年度分の住民税が均等割額のみ の世帯		
		前年度分の住民税の所得割額が 5,000円未満の世帯	600	600
		前年度分の住民税の所得割額が 5,000円以上の世帯		
D	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯	1 前年分の所得税が3,000円未満の世帯		
		2 前年分の所得税が 3,000円以上 16,801円未満の世帯	900	900
		3 前年分の所得税が 16,801円以上 30,000円未満の世帯		
		4 前年分の所得税が 30,000円以上 60,000円未満の世帯	1,500	
		5 前年分の所得税が 60,000円以上 90,000円未満の世帯	1,900	1,300
		6 前年分の所得税が 90,000円以上 120,000円未満の世帯	2,100	
		7 前年分の所得税が 120,000円以上 150,000円未満の世帯	2,300	1,500
		8 前年分の所得税が 150,000円以上 180,000円未満の世帯	2,500	1,700
		9 前年分の所得税が 180,000円以上 210,000円未満の世帯	2,700	1,800
		10 前年分の所得税が 210,000円以上 240,000円未満の世帯	2,900	1,900
		11 前年分の所得税が 240,000円以上 270,000円未満の世帯	3,100	2,000
		12 前年分の所得税が 270,000円以上 300,000円未満の世帯	3,200	2,100
		13 前年分の所得税が 300,000円以上 330,000円未満の世帯	3,400	
		14 前年分の所得税が 330,000円以上 360,000円未満の世帯	3,500	
		15 前年分の所得税が 360,000円以上 390,000円未満の世帯	3,700	
		16 前年分の所得税が 390,000円以上 420,000円未満の世帯	3,800	
		17 前年分の所得税が 420,000円以上 450,000円未満の世帯	4,000	2,200
		18 前年分の所得税が 450,000円以上 600,000円未満の世帯	4,300	
		19 前年分の所得税が 600,000円以上 750,000円未満の世帯	4,800	
		20 前年分の所得税が 750,000円以上 900,000円未満の世帯	5,300	
		21 前年分の所得税が 900,000円以上の 世帯	5,700	

- 備考1 この表に定める延長保育料の額は、年度の初日において3歳に満たない乳幼児及び当該日において3歳に達した幼児について、当該年度の間、これを適用する。
- 2 この表に定める3歳児の延長保育料の額は、年度の初日において3歳に達した幼児及び年度途中に入園した幼児のうち当該入園日において3歳に達しているものについて、これを適用する。
- 3 この表において住民税とは、市町村民税及び特別区民税をいう。
- 4 1月分から3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年分」とあるのは「前前年分」とする。

別表第5（第6条関係）

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		延長保育料の額（月額）
階層区分	階層区分の定義	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0
B	A階層を除き 前年度分の住民税が非課税の世帯	0
C	1 前年分の所得 税非課税世帯	600
	2 前年度分の住民税の所得割額が 5,000円未満の世帯	600
	3 前年度分の住民税の所得割額が 5,000円以上の世帯	600
D	1 A階層を除き 前年分の所得 税課税世帯	900
	2 前年分の所得税が 3,000円以上 16,801円未満の世帯	900
	3 前年分の所得税が 16,801円以上 30,000円未満の世帯	900
	4 前年分の所得税が 30,000円以上 60,000円未満の世帯	1,300
	5 前年分の所得税が 60,000円以上 90,000円未満の世帯	1,300
	6 前年分の所得税が 90,000円以上 120,000円未満の世帯	1,300
	7 前年分の所得税が 120,000円以上 150,000円未満の世帯	1,500
	8 前年分の所得税が 150,000円以上 180,000円未満の世帯	1,600
	9 前年分の所得税が 180,000円以上の 世帯	1,800

備考1 この表において住民税とは、市町村民税及び特別区民税をいう。
 2 1月分から3月分までの延長保育料の額に係るこの表の適用については、「前年分」とあるのは「前前年分」とする。

資料8 平成12年私立幼稚園保育料等調査

■国公立幼稚園保育料等推移

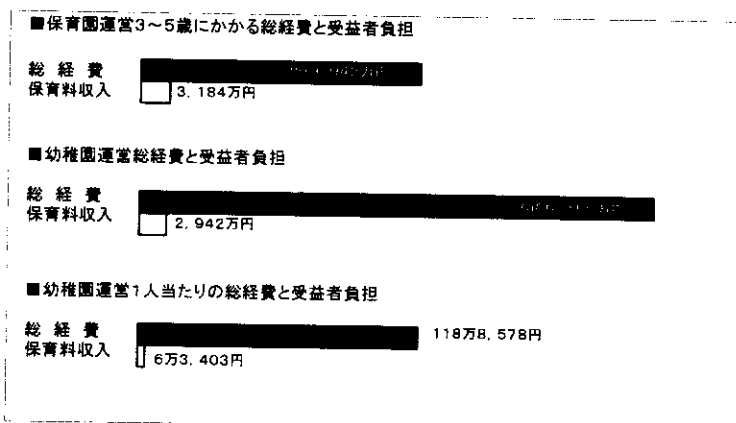
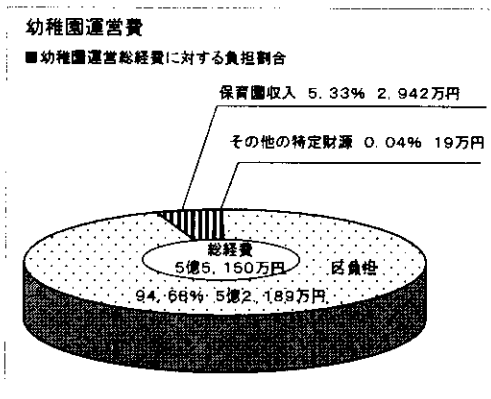
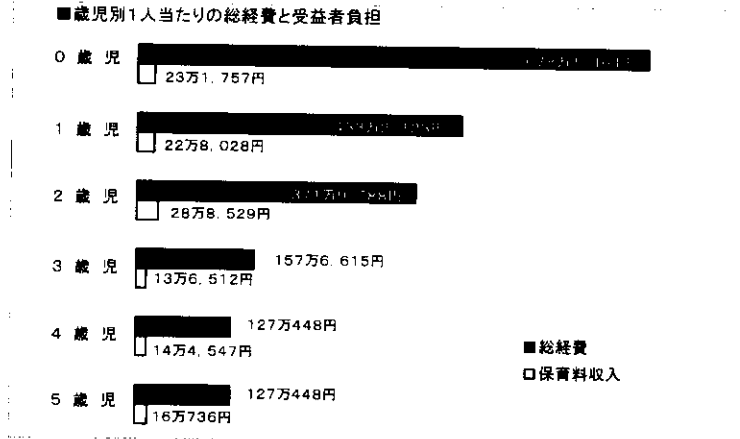
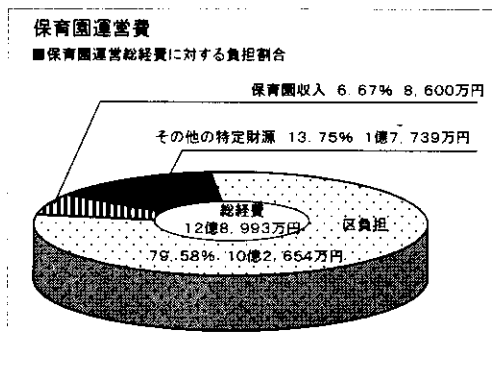
(1人あたり年額/単位：円)

区分 年度	国 立			公 立			私 立			公私格差 (B-A)
	保育料	入園料	計	保育料	入園料	計 A	保育料	入園料	計 B	
58	48,000	15,000	63,000	46,905	878	47,783	133,082	36,073	169,155	121,372
59	48,000	15,000	63,000	48,298	886	49,184	136,388	36,199	172,587	123,403
60	48,000	15,000	63,000	50,387	916	51,303	140,316	36,837	177,153	125,850
61	52,800	18,000	70,800	53,447	907	54,354	142,784	36,880	179,664	125,310
62	52,800	18,000	70,800	55,161	948	56,109	145,347	37,179	182,526	126,417
63	52,800	21,000	73,800	56,444	980	57,424	148,151	37,526	185,677	128,253
元	54,600	21,600	76,200	57,834	1,000	58,834	152,668	37,997	190,665	131,831
2	54,600	23,700	78,300	58,463	1,025	59,488	160,278	38,946	199,224	139,736
3	56,400	23,700	80,100	59,435	1,043	60,477	167,812	40,090	207,902	147,425
4	59,400	26,000	85,400	60,850	1,057	61,907	177,364	42,027	219,391	157,484
5	62,400	26,000	88,400	63,130	1,110	64,240	186,348	43,860	230,208	165,968
6	62,400	29,000	91,400	64,180	1,125	65,305	193,504	45,330	238,834	173,529
7	66,000	29,000	95,000	65,713	1,171	66,884	200,212	46,277	246,489	179,605
8	66,000	30,000	96,000	66,823	1,249	68,072	205,870	46,988	252,858	184,786
9	66,000	30,000	96,000	68,639	1,203	69,842	212,063	47,765	259,828	189,986
10	68,400	30,500	98,900	70,161	1,216	71,377	216,423	48,378	264,801	193,424
11	68,400	30,500	98,900	71,349	1,239	72,588	219,916	48,693	268,609	196,021
12	68,400	30,700	99,100	72,451	1,237	73,688	222,934	48,911	271,845	198,157

■私立幼稚園納入金平均額の推移

(単位：円)

区 分	4年度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
	金額	上昇率	金額	上昇率	金額	上昇率	金額	上昇率	金額	上昇率	金額	上昇率	金額	上昇率	金額	上昇率	金額	上昇率
保育料	177,364	5.7	186,348	5.1	193,504	3.8	200,212	3.5	205,870	2.8	212,063	3.0	216,423	2.1	219,916	1.6	222,934	1.4
入園料	42,027	4.8	43,860	4.4	45,330	3.4	46,277	2.1	46,988	1.5	47,765	1.7	48,378	1.3	48,693	0.7	48,911	0.4
施設整備費	27,409	2.4	30,279	10.5	30,929	2.1	31,313	1.2	30,935	▲1.2	31,175	0.8	31,537	1.2	31,678	0.4	31,883	0.6
計	246,800	5.2	260,487	5.5	269,763	3.6	277,802	3.0	283,793	2.2	291,003	2.5	296,338	1.8	300,287	1.3	303,728	1.1



資料9 平成12年度公・私立幼稚園保育料等平均額の比較

(単位：円)

都道府県名	公立幼稚園 保育料(A)	私立幼稚園 保育料(B)	公私格差 (B) - (A)	公私 比率	公立幼稚園 入園料	私立幼稚園 入園料	公立幼稚園 合計(C)	私立幼稚園 合計(D)	公私格差 (D) - (C)	
全国の平均	72,451	222,934	150,483	3.1	1,237	48,911	73,688	271,845	198,157	
北海道	84,302	181,216	96,914	2.1	2,481	40,273	86,783	221,489	134,706	
東	青森	57,004	210,933	153,929	3.7	1,178	27,188	58,182	238,121	179,939
	岩手	59,944	155,267	95,323	2.6	1,562	24,530	61,506	179,797	118,291
	宮城	61,102	188,388	127,286	3.1	641	29,186	61,743	217,574	155,831
	秋田	65,185	177,456	112,271	2.7	0	24,227	65,185	201,683	136,498
北	山形	118,987	221,113	102,126	1.9	1,111	29,823	120,098	250,936	130,838
	福島	55,909	162,323	106,414	2.9	527	25,888	56,436	188,211	131,775
	茨城	54,983	192,111	137,128	3.5	635	37,935	55,618	230,046	174,428
関	栃木	85,550	222,495	136,945	2.6	0	40,080	85,550	262,575	177,025
	群馬	54,703	184,552	129,849	3.4	930	31,278	55,633	215,830	160,197
	埼玉	82,383	259,398	177,015	3.1	576	61,887	82,959	321,285	238,326
	千葉	72,317	208,260	135,943	2.9	1,146	60,392	73,463	268,652	195,189
	神奈川	92,943	267,890	174,947	2.9	2,777	93,391	95,720	361,281	265,561
	新潟	86,600	206,521	119,921	2.4	476	26,241	87,076	232,762	145,686
	山梨	106,050	245,588	139,538	2.3	0	33,047	106,050	278,635	172,585
東	京	69,730	277,918	208,188	4.0	825	92,893	70,555	370,811	300,256
東	富山	95,315	191,480	96,165	2.0	0	24,783	95,315	216,263	120,948
	石川	169,851	215,483	45,632	1.3	0	22,800	169,851	238,283	68,432
	福井	62,410	205,729	143,319	3.3	2,405	27,280	64,815	233,009	168,194
	長野	179,364	220,558	41,194	1.2	1,327	22,072	180,691	242,630	61,939
	岐阜	69,547	226,552	157,005	3.3	4	23,587	69,551	250,139	180,588
	静岡	71,813	198,547	126,734	2.8	413	31,015	72,226	229,562	157,336
	愛知	92,090	195,348	103,258	2.1	0	31,074	92,090	226,422	134,332
	三重	65,321	204,831	139,510	3.1	107	30,023	65,428	234,854	169,426
近	滋賀	69,700	206,688	136,988	3.0	124	35,720	69,824	242,408	172,584
	京都	94,037	216,201	122,164	2.3	0	53,133	94,037	269,334	175,297
	大阪	91,360	227,872	136,512	2.5	2,044	52,508	93,404	280,380	186,976
	兵庫	79,587	225,767	146,180	2.8	2,783	52,987	82,370	278,754	196,384
	奈良	67,637	181,436	113,799	2.7	1,940	38,128	69,577	219,564	149,987
畿	和歌山	63,358	204,345	140,987	3.2	910	27,617	64,268	231,962	167,694
	鳥取	168,819	218,069	49,250	1.3	0	19,621	168,819	237,690	68,871
	島根	84,412	178,167	93,755	2.1	605	22,167	85,017	200,334	115,317
	岡山	57,160	169,575	112,415	3.0	8	22,520	57,168	192,095	134,927
国	広島	82,636	220,738	138,102	2.7	1,341	38,225	83,977	258,963	174,986
	山口	67,511	184,953	117,442	2.7	517	15,467	68,028	200,420	132,392
	徳島	73,533	262,632	189,099	3.6	245	50,182	73,778	312,814	239,036
四	香川	65,039	177,695	112,656	2.7	358	25,263	65,397	202,958	137,561
	愛媛	58,349	176,912	118,563	3.0	1,346	25,220	59,695	202,132	142,437
	高知	55,786	235,688	179,902	4.2	17	31,531	55,803	267,219	211,416
	福岡	66,180	238,106	171,926	3.6	1,987	43,412	68,167	281,518	213,351
九	佐賀	68,845	210,038	141,193	3.1	1,122	23,042	69,967	233,080	163,113
	長崎	61,777	246,560	184,783	4.0	1,133	32,177	62,910	278,737	215,827
	熊本	61,474	188,336	126,862	3.1	331	23,354	61,805	211,690	149,885
	大分	57,985	224,355	166,370	3.9	92	29,730	58,077	254,085	196,008
	宮崎	54,119	203,217	149,098	3.8	4,876	27,915	58,995	231,132	172,137
	鹿児島	48,111	230,834	182,723	4.8	559	29,180	48,670	260,014	211,344
沖	縄	52,501	168,982	116,481	3.2	6,151	23,030	58,652	192,012	133,360

注) 公私の比率は、公立幼稚園を1とした場合の私立幼稚園の率

資料 10 私学助成 校種別単価推移

I. 国庫補助分（園児等1人あたり単価・単位：円/カッコ内は対前年度比増▲減％）

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
幼稚園	17,580	18,110 (3.0)	18,460 (1.9)	12,890 (▲30.2)	13,060 (1.3)	13,840 (6.0)	14,630 (5.7)	15,180 (3.8)	15,740 (3.7)	16,830 (6.9)	18,150 (7.8)
小学校	39,170	40,170 (2.5)	40,820 (1.6)	28,490 (▲30.2)	28,860 (1.3)	30,590 (6.0)	31,200 (2.0)	31,370 (0.5)	31,830 (1.5)	34,580 (8.6)	37,880 (9.5)
中学校									31,930 (1.8)	35,680 (11.7)	39,440 (10.5)
高 校	40,690	41,720 (2.5)	42,400 (1.6)	29,600 (▲30.2)	31,370 (6.0)	34,320 (9.4)	38,190 (11.3)	39,020 (2.2)	40,040 (2.6)	42,300 (5.6)	44,500 (5.3)

II. 地方交付税分（園児等1人あたり単価・単位：円/カッコ内は対前年度比増▲減％）

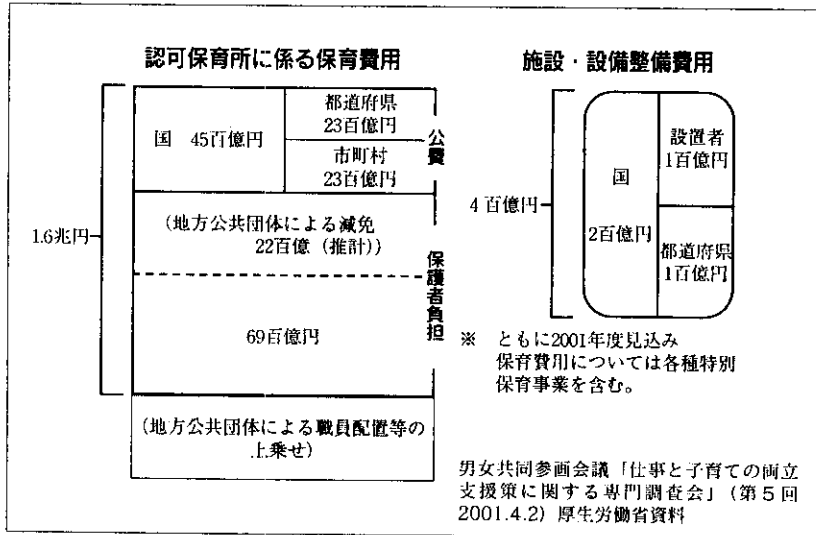
区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
幼稚園	60,100	68,000 (13.1)	73,500 (8.1)	85,500 (16.3)	92,000 (7.6)	97,000 (5.4)	102,400 (5.6)	106,700 (4.2)	111,100 (4.1)	115,300 (3.8)	119,800 (3.9)
小学校 中学校	132,400	144,700 (9.3)	152,900 (5.7)	174,700 (14.3)	183,000 (4.8)	188,800 (3.2)	196,000 (3.8)	202,700 (3.4)	208,900 (3.1)	213,700 (2.3)	220,100 (3.0)
高 校	135,300	147,600 (9.1)	155,800 (5.6)	178,100 (14.3)	186,100 (4.5)	191,800 (3.1)	198,500 (3.5)	205,100 (3.3)	211,200 (3.0)	215,900 (2.2)	222,100 (2.9)

III. 合計（園児等1人あたり国庫補助単価+地方交付税単価・単位：円/カッコ内は対前年度比増▲減％）

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
幼稚園	77,680	(8,430) 86,110 (10.9)	(5,850) 91,960 (6.8)	(6,430) 98,390 (7.0)	(6,670) 105,060 (6.8)	(5,780) 110,840 (5.5)	(6,190) 117,030 (5.6)	(4,850) 121,880 (4.1)	(4,960) 126,840 (4.1)	(5,290) 132,130 (4.2)	(5,820) 137,950 (4.4)
小学校	171,570	(13,300) 184,870 (7.8)	(8,850) 193,720 (4.8)	(9,470) 203,190 (4.9)	(8,670) 211,860 (4.3)	(7,530) 219,390 (3.6)	(7,810) 227,200 (3.6)	(6,870) 234,070 (3.0)	(6,660) 240,730 (2.8)	(7,550) 248,280 (3.1)	(9,700) 257,980 (3.9)
中学校									(6,760) 240,830 (2.9)	(8,550) 249,380 (3.6)	(10,160) 259,540 (4.1)
高 校	175,990	(13,330) 189,320 (7.6)	(8,880) 198,200 (4.7)	(9,500) 207,700 (4.8)	(9,770) 217,470 (4.7)	(8,650) 226,120 (4.0)	(10,570) 236,690 (4.7)	(7,430) 244,120 (3.1)	(7,120) 251,240 (2.9)	(6,960) 258,200 (2.8)	(8,450) 266,650 (3.3)

資料 11

保育所にかかわる費用の負担割合



保育所徴収金基準額表 (2001(平成13)年度)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	30,000円
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	44,500円
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	61,000円
第7階層		408,000円以上	80,000円
		(保育単価限度)	27,000円 (保育単価限度)
			41,500円 (保育単価限度)
			58,000円 (保育単価限度)
			77,000円 (保育単価限度)

資料 12 私立幼稚園関係予算の推移

(単位：千円)

事 項	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
総額	427,600,000	457,900,000	480,100,000	510,400,000	528,300,000	539,400,000	550,850,000	557,550,000	573,550,000	588,450,000	602,950,000
財政交付税	347,700,000	375,600,000	395,400,000	446,900,000	461,700,000	468,800,000	476,000,000	482,700,000	493,100,000	502,400,000	510,700,000
高校以下国庫補助	79,900,000	82,300,000	84,700,000	63,500,000	66,600,000	70,600,000	74,850,000	74,850,000	* 80,450,000	86,050,000	92,250,000
内幼稚園分	17,437,000	18,694,000	19,661,000	14,199,000	13,974,000	14,860,000	15,678,000	16,253,000	18,298,000	20,344,000	22,567,000
園児単価	77,680	86,110	91,960	98,390	105,060	110,840	117,030	121,880	126,840	132,130	137,950
地方交付税	60,100	68,000	73,500	85,500	92,000	97,000	102,400	106,700	111,100	115,300	119,800
国庫補助金 (b)	17,580	18,110	18,460	12,890	13,060	13,840	14,630	15,180	15,740	16,830	18,150
比率 (b)/(a)	22.6	21.0	20.1	13.1	12.4	12.5	12.5	12.5	12.5	12.4	12.7
幼稚園就園奨励費補助	13,102,000	13,285,000	13,468,000	13,611,000	13,866,000	13,717,000	13,766,000	16,488,000	16,492,000	16,927,000	17,328,000
減免単価 (円)	111,000	112,500	114,000	115,500	117,000	118,500	120,000	131,500	133,000	133,750	135,300
私立	86,600	87,800	89,000	90,200	91,400	92,600	93,800	100,000	101,200	101,800	103,000
公立	49,900	50,700	51,300	51,900	52,500	53,100	53,700	77,200	78,100	78,100	79,000
私立幼稚園施設整備費補助	1,259,438	1,259,438	1,280,000	1,280,000	1,280,000	1,277,000	1,281,000	1,277,000	1,374,000	1,374,000	1,374,000

注) カッコ内は対前年度比増▲減%
注) 比率は国庫補助金が、園児単価総額に占める割合 (単位：%)
注) 平成10年度・幼稚園就園奨励費補助の金額は、第1次補正後の金額
注) 平成11年度、平成12年度、平成13年度・幼稚園就園奨励費補助の金額は、第1子分

※補正予算で大幅増額。平成10年5月の行政監察局による改善勧告による

資料 13

市(区)町 村 名	保護者が受け取るもの 園児1人(年額または月額・円)	幼稚園が受け取るもの (年・円)	私幼団体が受け取るもの (年・円)
台東区	A 3・4・5歳児 月13,700 B 3・4・5歳児 月12,000 C 3・4・5歳児 月 7,500 入園祝金 3歳児 25,000 4・5歳児 17,000	心身障害児補助(園児1人) 200,000 学校健康センター共済掛金 265,500 施設整備資金利子補給 558,000	小規模園補助・健康管理補助 16,863,000 PTA連合会 220,000
墨田区	A 3・4・5歳児 月14,200 B 3・4・5歳児 月12,500 C 3・4・5歳児 月 8,000 入園料補助 25,000	心身障害教育事業費補助金 園児1人 245,000 教育事業費補助金 1園 1,052,000 園児1人 5,200 施設整備資金貸付 30,000,000	協会補助金 2,660,000
江東区	A 3・4・5歳児 月14,800 B 3・4・5歳児 月13,100 C 3・4・5歳児 月 8,600 入園料補助金 30,000	施設整備資金融資 3,000,000～50,000,000	協会 3,000,000
品川区	A 3・4・5歳児 月13,200 B 3・4・5歳児 月11,500 入園料補助金 80,000	振興費補助金 45,415,900 少子化対策臨時特例交付金 6,354,000 預かり保育モデル事業 20,000,000	協会補助金 3,500,000
目黒区	A 3・4・5歳児 月14,700 B 3・4・5歳児 月13,000 C 3・4・5歳児 月 8,500 入園料補助金 40,000	少子化対策臨時特例助成(予定) 30,000,000	協会補助 12,600,000 協会幼児研究委託 2,100,000
大田区	A 3・4・5歳児 月12,700 B 3・4・5歳児 月11,000 C 3・4・5歳児 月 6,500 入園料補助金 80,000	振興費補助(1園) 学法 2,700,000 非学法 2,100,000 心身障害児教育事業費補助金 園児1人 240,000 健康管理費補助(園児1人) 1,900	教材園具補助(園児1人) 5,000 79人以下(1園) 80,000 200名以下 100,000 200名超(1園) 120,000 幼児教育研究会補助 3,500,000
世田谷区	A 3・4・5歳児 月12,700 B 3・4・5歳児 月11,000 C 3・4・5歳児 月 6,500 入園料補助金 90,000	障害児教育事業費補助 園児1人 380,000 園舎増改築資金貸付 70,000,000	幼児教育振興補助金 ①協会補助 15,852,000 ②教育振興事業費補助(102条) 園児50以下 2,100,000 51～70 1,900,000 71～90 1,700,000 91～120以下 1,400,000
渋谷区	A 3・4・5歳児 月13,700 B 3・4・5歳児 月12,000 C 3・4・5歳児 月12,000 入園料補助金 40,000		連合母の会 1,900,000 現任教員研修費 2,000,000
中野区	A 3・4・5歳児 月10,000 B 3・4・5歳児 月10,000 C 3・4・5歳児 月10,000 入園料補助金 29,000	振興補助金 行事(園児1人) 830 研修(1園) 48,000 災害共済給付掛金(園児1人) 保健衛生(園児1人) 295 尿検査(園児1人) 200 350	園児の集い補助 902,000
杉並区	A 3・4・5歳児 月12,900 B 3・4・5歳児 月11,200 C 3・4・5歳児 月 6,700 入園料助成金 30,000	心身障害児教育対策費補助 園児1人 86,000 園外保育補助(バス1台) 42,000 園児健康管理補助(1園) 100,000	教育研修会補助金 1,175,000

〈一部抜粋〉

第4部 現金給付による育児支援の海外事例

第1章 北欧の在宅育児手当について

ノルウェーおよびフィンランドでは、公的な補助金を受けている保育所を利用せずに、親が子どもの世話を当る場合に、支給される手当が存在する。また、スウェーデンでは、同様の制度が過去に一旦導入されて廃止された経緯がある。デンマークでは 2001 年 11 月の総選挙により、保守系連立の新政府が発足し、同政府は、学齢前の児童を家庭で保育する保護者（自分の子ども）に補助金を支給する制度を発案、賛否両論があるものの、同法案はまもなく国会に提出される予定とのことである¹。（2002 年 3 月時点）

各国の制度には違いもあるが、親が家で子どもの世話をすることに対する手当という意味では共通していることから、ここではこれらの制度を「在宅育児手当」と呼ぶこととし、デンマークを除く各国の制度の仕組みや、制度導入に関する議論の動向について紹介する²。

1 ノルウェー

（1）ノルウェーの在宅育児手当の仕組み

ノルウェーの制度は 1998 年に導入されたもので、1 歳児と 2 歳児を対象に、フルタイムで子どもを保育所に預けた場合に、保育所に対して支給される国の補助金分を、保育所を使わずに家庭で親が育てた場合には、親に対して現金で給付するという制度である。英語では Cash benefit scheme もしくは Cash-for-care program などと表現されているが、ここではその内容から在宅育児手当と呼ぶことにする。

在宅育児手当は、保育サービスの利用時間数に応じて 5 段階に分けられており、完全に家庭で育てて保育所を全く利用しなくても、半日保育所に預けてパートタイムで働いても、全日保育所

¹ デンマークの状況については、田口繁夫氏の情報提供による。

² ノルウェーについては、財団法人こども未来財団児童育成環境調査の一環として 1999 年 11 月に現地を訪問し、その後児童家庭省 Trond Rønningen 氏などから資料・情報提供の協力を得た。フィンランドについては、2000 年 9 月に山田真知子氏を通じて保育施設等を見学する機会を得、その後福祉や医療に関する国立研究所 Stakes の Minna Salmi 氏に資料・情報提供の協力を得た。スウェーデンについては、財団法人こども未来財団の事業の一環として 2001 年 9 月に現地を訪問し、教育省や保育施設等でヒアリングを行った。

に預けてフルタイムで働いても、子ども一人に対して給付される補助金額は同じになっている。

保育所利用時間/週	支給率	支給額/年
0時間	100%	NOK 36 000
8時間まで	80%	NOK 28 800
9～16時間	60%	NOK 21 600
17～24時間	40%	NOK 14 400
25～32時間	20%	NOK 7 200
33時間以上	0	0

(注) 1NOK (ノルウェー・クローネ) は約1円。保育所を全く利用していない場合は、年間約504,00円 (月額約42,00円)。

ノルウェーの在宅育児手当の仕組み (2001年1月現在)

在宅育児手当の導入によって、1歳児および2歳児の親には、次の3つの選択肢が可能となった。Aは、仕事につかずに、手当を受けて家で子どもの面倒をみる方法であり、この場合、可処分所得は手当のみとなる。Bは、チャイルド minder に子どもを預けて仕事に就く方法で、この場合の可処分所得は、手当と仕事から得られる収入の合計から、チャイルド minder への支払額を差し引いた額となる。ここでいうチャイルド minder とは、国の助成や規制を受けていない民間の保育サービスで、多くは保育者が自宅で一人もしくは数人の子どもの面倒をみる方法である。在宅育児手当は、国から補助金の出ている保育所を利用しているかどうかで額が決められるので、民間のチャイルド minder に子どもを預ける場合には、手当は全額受け取ることができる。Cは、国の助成のある保育所に子どもを預けて仕事に就く方法で、この場合の可処分所得は、仕事で得られる収入から保育所への支払額を差し引いた額となる。

なお、ここで言う国の助成のある保育所とは、自治体が運営する保育所だけでなく、企業³等が運営する私立保育所も含まれている。ノルウェーの保育所は、私立が半数近くを占めている。自治体立保育所と私立保育所は、共に子どもの年齢や利用時間数に応じた補助金を国から受けているが、私立保育所の半分以上は、自治体からの補助金を受けていない。このため、一般に公立保育所の方が私立保育所より保育料が安くなっている。

在宅育児手当は、国が保育所に対して出している補助金を、保育所を利用しない場合には親に現金で給付しようという、国レベルの制度である。よって、自治体の補助を受けていない私立保育所を利用する場合でも、国からの補助は出ているため、在宅育児手当を受けることはできない。

³ 私立保育所を運営する企業としては Norsk Hydros barnehage などがある。

1歳児・2歳児の親の選択肢と可処分所得

	A 親によるケア	B チャイルドマインダー	C 保育所
収入	0	W	W
在宅育児手当	CB	CB	0
保育コスト	0	CCM	CDC
可処分所得	CB	W + CB - CCM	W - CDC

(出所) Tale Hellevik & Charlotte Koren “Parents between work and care”

ノルウェーの在宅育児手当の支給に関して、親の所得や財産などは考慮されない。また、手当は非課税となっている。

また、在宅育児手当は、失業手当を受けている人も、受給することができる。

そのほか、在宅育児手当とあわせて受給するものとして、児童手当がある。ノルウェーの児童手当は18歳になるまで、所得制限なくすべての子どもに対して、一人年間11,664NOK⁴(163,296円)となっている。児童手当は3歳未満の子どもの場合は、年間7,884NOK(110,376円)の加算があるため、合計で年間19,548NOK(273,672円)となる(2001年1月現在)。在宅育児手当を全額受けた場合は、児童手当とあわせて年間55,548NOK(777,672円)となる。

なお、ノルウェーの育児休業は、出産前給与の80%の所得補償で最長52週間か、出産前給与の100%の所得補償で最長42週間かを選択する仕組みとなっている。さらに、有給の育児休業を取得したあと、それぞれの親が1年間の無給の育児休暇を取得することができる。育児休業給付と1、2歳児対象の在宅育児手当によって、3歳になるまで親が家で子どもの面倒を見るという選択肢も可能である。在宅育児手当導入前のデータではあるが、ノルウェーの保育所の利用率は、1歳児31%、2歳児49%、3歳児68%、4歳児74%、5歳児77%となっている⁵(1997年)。

(2) 在宅育児手当導入の経緯

家庭で親が子どもの面倒をみた場合に、保育所に出している補助金を現金で家庭に支給すると

⁴ 以前は19歳までの子ども一人当り年間1,820NOKの税額控除(provider allowance)があったが、2000年にこの制度は児童手当と統合されて廃止となった。これに伴って児童手当の額は、2000年の9,948NOKから2001年には11,664NOKに引き上げられた。

⁵ 参考まで、日本の3歳から5歳の保育所(幼稚園含む)利用率(1998年)は、3歳児61.3%、4歳児91.2%、5歳児94.8%(文部科学省「平成13年度教育指標の国際比較」)であり、4歳・5歳児についてはノルウェーの方が利用率が低くなっている。

いうこの新しい制度の導入については、労働党政権が強く反対していたが、中道連立政権（キリスト教人民党・自由党・中央党）に変わったことをきっかけに、「親に子どもの世話をする時間をもっと与える」ことを目的とした在宅育児手当が導入された。90年11月から97年の10月までは労働党政権であったが、97年9月の選挙で中道連立政権が成立した。2000年3月から2001年10月まで、一旦労働党が政権に就いたが、2001年10月には再び中道連立政権となっており、在宅育児手当は継続している。

この在宅育児手当は、女性に「家庭に戻れ」ということを強制する意図はない。女性に「働く」という選択肢を与えるために整備した保育サービスへの補助金が、逆に働くことを有利にし、子どもを家庭で育てるという選択肢を不利なものにしている状況に対して、働いて子どもを保育所に預けることと、働かずに家庭で子どもの面倒をみることの間での選択において、政策が中立的であろうとするのが、この在宅育児手当である。子どもと一緒に家にいることを好む人もいれば、パートで働くことを好む人や、フルタイムで働くことを好む人もいる。本当の意味で各家庭の選択を尊重すること、どのような保育形態を選ぶかに関わらず各家庭が受ける給付について公平性が保てるようにすることが、制度導入の目的である。

在宅育児手当はまず、1998年8月に1歳児のみを対象に導入され、1999年1月からは2歳児まで対象が広がった。

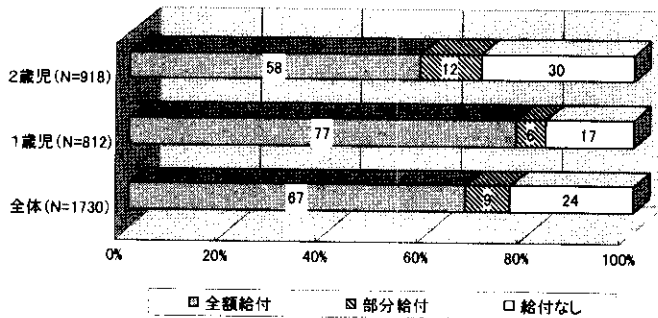
ノルウェーでは、この在宅育児手当導入の影響について、導入前と導入後に調査を行っている。調査は98年と99年のそれぞれ4月から5月にかけて行われ、その2つの調査の比較によって、在宅育児手当導入が母親の就労に与える影響、保育の利用形態に及ぼす影響、そして家庭の仕事の分担に与える影響などについて議論がされている。以下、その調査結果を中心に紹介する。

（3）在宅育児手当の受給状況

1999年春、制度が完全に導入されてから4ヶ月後の時点で、1歳児の親の83%、2歳児の親の70%が、この制度により給付を受けていた。そして、利用の大半は、補助金の出ている保育所を全く利用していない全額給付となっている。なお、部分給付が少ない背景としては、保育所側がパートタイムでの利用を認めていないためだという指摘があり、実際にフルタイムで保育所に子どもを預けている親のかなりの割合が、保育所の利用時間数を減らしたいと考えているという調査結果も出ている。

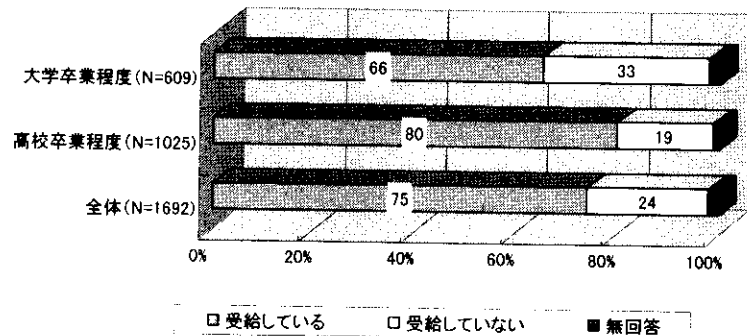
また、受給状況を母親の属性別に見ると、母親の教育水準による差が確認できる。手当を受けている人の割合は、大学卒業程度の人より、高校卒業程度の人の方が高くなっている。

ノルウェーの在宅育児手当の受給状況（子どもの年齢別）



(資料) Tale Hellevik & Charlotte Koren "Parents between work and care"

ノルウェーの在宅育児手当の受給状況（母親の学歴別）



(資料) Tale Hellevik & Charlotte Koren "Parents between work and care"

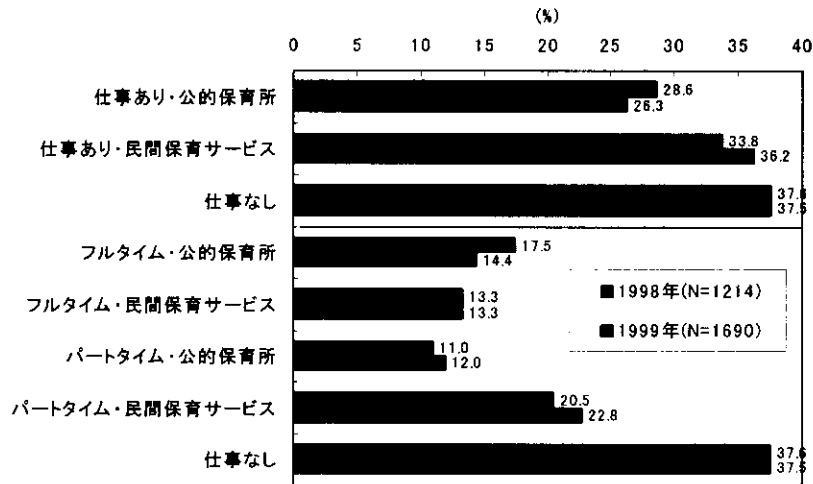
(4) 親の仕事と保育サービスへの影響

母親の仕事と保育サービスの利用の組み合わせで見ると、在宅育児手当導入の前後で、補助金の出ている公的保育所（国の助成を受けている私立保育所を含む）を利用して働く母親の割合は、28.6%から 26.3%に減る一方、民間の保育サービスを利用して働く母親の割合が 33.8%から 36.2%に増え、仕事をしない母親の割合には変化が見られなかった。

保育所の統計から見ても、公的保育所に通う子どもの数は、1997 年末から 1999 年末の間に、在宅育児手当の対象となる 1、2 歳児については、当該人口の 5%に当たる 5,000 人の減少となった。利用者の減少分は、3 歳～5 歳児の増加によって補われたが、すべての年齢において公的保育所の利用者割合が上昇するというこれまで動きが、在宅育児手当の導入によって変化したことになる。

もう一つの変化としては、母親の就労形態について、フルタイムからパートタイムの移行がある。フルタイムの仕事で公的保育所を利用している割合は、17.5%から 14.4%に減少し、一方パートタイムの仕事で公的保育所を利用している割合は、11.0%から 12.0%に、パートタイムで民間の保育サービスを利用している割合は、20.5%から 22.8%に増えている。

1 歳児・2 歳児の母親の仕事および保育サービスの形態



(資料) Marit Ronsen, "Market work, child care and the division of household labour" (Statistics Norway 2001/3)

在宅育児手当導入による母親の仕事への影響は、1 年の変化を見る限りさほど大きいものではないが、フルタイムからパートタイムへの変化は、教育年数の多い母親により強く現れている。特に、教育年数 16 年以上の母親では、フルタイムからパートタイムへのシフトが進み、「仕事なし」の割合が減少していることが注目される。

フルタイムの割合は、すべての教育年数で減少しているが、仕事なしの割合は、教育年数 15~16 年未満で 8.6%ポイントの増加であるのに対し、教育年数 16 年以上では 6.8%ポイントの減少となっている。一方、パートタイムについては、教育年数 16 年以上で 8.5%ポイントの増加と、増加幅が最も大きくなっている。

母親の教育年数別にみた仕事 (1999 年)

	フルタイム	パートタイム	仕事なし
11年未満	28.8	25.4	45.8
	-4.1	-0.9	5.0
11~12年	34.5	29.4	36.1
	-14.3	4.3	10.0
13~14年	41.3	28.2	30.5
	-10.4	5.0	5.3
15~16年	48.5	27.7	23.9
	-15.9	7.3	8.6
16年以上	73.8	18.9	7.3
	-1.7	8.5	-6.8

(資料) Marit Ronsen, "Market work, child care and the division of household labour" (Statistics Norway 2001/3)

(注) 下段は98年からの変化(%ポイント)

母親の教育年数別にみた保育サービスの利用状況

	公的保育所	民間保育サービス	仕事なし
11年未満	17.7	36.5	45.8
	-12.9	7.9	5.0
11~12年	27.4	36.5	36.1
	-19.2	9.2	10.0
13~14年	37.5	32	30.5
	-12.2	6.8	5.3
15~16年	41.8	34.4	23.9
	-20.9	12.3	8.6
16年以上	51.1	41.6	7.3
	-7.6	14.4	-6.8

(資料) Marit Ronsen, "Market work, child care and the division of household labour" (Statistics Norway 2001/3)

(注) 下段は98年からの変化(%ポイント)